

定款認証手続の48時間処理の概要

株式会社を設立する際の定款認証手続について、東京都内・福岡県内の全ての公証役場において、日本公証人連合会が公開する「定款作成支援ツール」を使用する場合に、48時間以内に手続を完了させる運用（48時間処理）を、2024年1月10日からスタートしました。

この48時間処理の概要は、次のとおりです。

※詳細は、以下の日本公証人連合会ホームページをご参照ください。

<https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/startup.html>



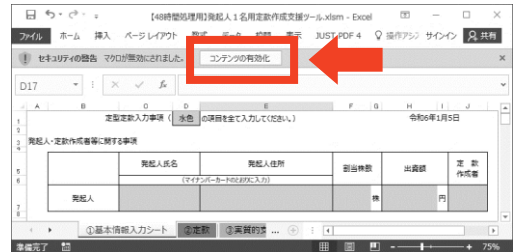
1 ツールのダウンロード

日本公証人連合会のホームページから「定款作成支援ツール」(48時間処理用)をダウンロードします。



2 必要事項の入力

定款作成支援ツールを開き、「コンテンツの有効化」をクリックします。その後、ツールの案内に沿って、水色の欄に必要事項を順に入力していきます。



3 データ保存

入力が終わると、ツールが保存されたフォルダ内に、以下のPDFファイルが自動保存されます。

- 定款
- 委任状（代理人に委任した場合のみ）
- 実質的支配者申告書
- 特別処理申請書（48時間処理を利用するための申請書）



4 電子署名又は押印

定款のPDFファイルに、定款作成者が電子署名をしてください。委任状がある場合には、委任者が、委任状のPDFファイルに電子署名（又は書面に印刷して実印で押印）をしてください。



5 事前チェック

以下を公証役場にメール送信し、事前チェックを受けてください。

- 定款（電子署名済み）
- 委任状（電子署名済み）※定款作成を委任し、かつ、委任状が電子データの場合のみ
- 実質的支配者申告書
- 特別処理申請書
- 発起人全員の身分証明書の画像
- 代理人の身分証明書の画像 ※発起人以外が定款を作成した場合



6

正式申請

公証役場から連絡をしますので、以下の手順をしてください。

- ・ **オンラインでの正式申請**（登記・供託オンライン申請システム / マイナポータル）
- ・ **面前審査の予約**
- ・ **手数料の支払い**（クレジットカード払い / 銀行振込み / 現金払い）

7

面前審査

予約した日時に、**公証人による面前審査**を受けます。

- * 面前審査は、**ウェブ会議**又は**公証役場への来所**のいずれかお好きな方法を選択できます。**代理人による場合もウェブ会議をご利用になれます。**
- * 平日の日中に面前審査の日程のご都合がつかない場合には、**平日夜間（20時まで）にウェブ会議により審査を受けることも可能**です。



8

認証完了

面前審査で問題ないことを公証人が確認ができると、定款データに公証人の電子署名を付し、**認証手続きが完了**します。

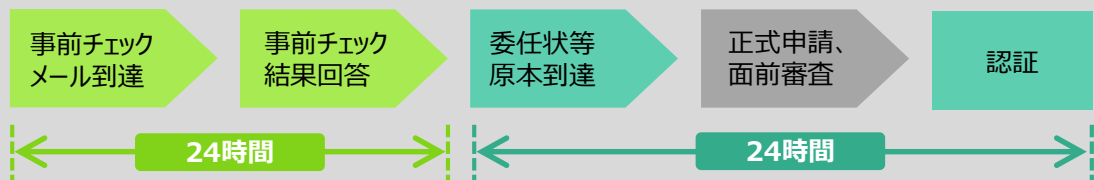
（参考1）48時間処理の対象

- 以下のいずれかの方法により作成した定款が、48時間処理の対象となります。
 - ・ 日本公証人連合会が公開する「定款作成支援ツール」（①）で作成した定款
 - ・ 定款作成支援ツールを二次利用した民間サービス（日本公証人連合会の許可を得たもの）で作成した定款

（参考2）48時間処理の算定方法

- 48時間の算定は、土・日・祝日を除きます。平日の業務時間（8:30～17:15）終了後又は土・日・祝日にメールが到達した場合は、翌業務日の午前8時30分に到達したものとして取り扱います。
- 48時間の起算点は、必要な資料がすべて公証役場にメールで到達したとき（⑤）です。資料に不備などがあれば、手続に時間を要する場合があります。
- 委任状を書面で作成した場合には、郵送又は持参を要するため、算定方法が異なります。具体的には、囑託人の希望に応じ、以下のいずれかの方法で算定します。

<書面の委任状の場合の算定方法1>



<書面の委任状の場合の算定方法2>

